

建設業法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年六月四日法律第五十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第一条（建設業法別表第一の改正規定に限る。）、第四条（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二十一条第一項の改正規定に限る。）及び附則第三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日